

COVID-19 感染者が判明したときの取り扱い（案）

佐倉市少年野球リーグ

2021 年 1 月 24 日

1. 出場チームの選手・指導者・保護者などの家庭内に「**新型コロナウイルスの感染者**」が判明したときは、試合を中止とし、その後の試合を辞退とします。
2. 出場チームの選手・指導者・保護者などの家庭内に新型コロナウイルス感染者との「**濃厚接触者**」が判明したときは、試合を延期します。「PCR 検査」などの結果を報告し、陰性のときは、その後の試合を継続とします。陽性のときは、その後の試合を辞退とします。
3. 出場チームの選手の小学校で新型コロナウイルス感染による「**休校**」となったときは、その後の試合を辞退とします。

以上